

# 富士通スポーツファンクラブ会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本クラブは、富士通スポーツファンクラブと称します。

### (目的)

第2条 本クラブは、富士通株式会社（以下、「当社」といいます）のスポーツ活動である陸上競技部、アメリカンフットボール部、女子バスケットボール部（以下、総称して「富士通スポーツ部」といいます）を愛する者すべてが一体となり、応援活動を通じて富士通スポーツを支援することを目的とします。

## 第2章 会員

### (入会・会員資格)

第3条 本クラブの会員は、第2条の目的に賛同し、本会則に同意のうえ、入会申込みおよび会費納入を行い、会員名簿に登録された個人とします。

### (申込)

第4条 本クラブの会員になろうとする者は、本会則の全てに同意したうえで、当社陸上競技部、アメリカンフットボール部もしくは女子バスケットボール部のいずれか一つまたは複数の部を応援するかを選択のうえ、別途本クラブが定める手続をとることにより、本クラブへの入会申込を行うものとします。なお、会費は、会員が応援することを選択したそれぞれの部ごとに発生します。

2. 本クラブは、別途本クラブが定める手続により本クラブへの入会申込を受け付け、以下の各号の条件を満たしていること、および、会費が納入されたことを確認したうえで、入会を承諾します。なお、本クラブの会員になろうとする者が、以下の各号のいずれかを満たしていないまたは満たさない恐れがあると本クラブが判断した場合には、入会を認めない場合があります。

(1) 会員が本クラブに提出した情報に虚偽がないこと

(2) 日本国内に居住し、国内郵便の配達が可能であること

(3) 過去に本クラブまたは当社が運営する他の団体から、退会等の処分を受けていないこと

(4) 個人的な目的以外の目的で本クラブの特典を利用しようとしていないこと

(5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者でないこと、および、資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前掲の者と人的・資本的・経済的に深い関係にないこと

3. 本クラブの会員になろうとする者が未成年の場合には、親権者等の法定代理人の同意を必要とします。

(会員資格の有効期間および継続手続)

第5条 会員の資格を取得したものの有効期間（以下、「有効期間」といいます）は、本クラブが入会を承諾した日（以下、「入会日」といいます）から、その直後に到来する8月31日までとします。なお、会員は、有効期間の満了の日の3週間前までに、当社所定の方法により次年度の会費を納入することにより、従前の有効期間満了の翌日からさらに1年間、会員資格を継続することができます。

(会費)

第6条 本クラブの会費は、以下のとおりとします。なお、会費は、会員が応援することを選択したそれぞれの部ごとに発生します。

年額 2,000 円（税込）／口

2. 会費の口数に上限は定めません。
3. 会費の支払方法は、口座振込とします。ただし、本クラブが特に認めた場合には、他の方法による支払も可能とします。
4. 会費支払に要する振込手数料その他の手数料は、会員の負担とします。

(退会)

第7条 会員は、本クラブからの退会を希望する場合（会員が応援することを選択した部の一部につき応援を取りやめる場合を含みます）には、当社所定の方法により届け出るものとします。

2. 本クラブは、会員から退会希望の届出を受理したときには、退会手続を実施し、手続完了次第、会員に通知するものとします。この場合、本クラブによる手続完了の時点をもって、会員たる地位を喪失するものとします。
3. 会員が有効期間の途中で退会した場合であっても、本クラブおよび当社は、会費を返還いたしません。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知・催告を要せずただちに会員の地位およびこれに基づく権利を自動的に喪失するものとします。この場合、本クラブは、会費を返還いたしません。なお、会員たる地位を喪失したことより会員が損害を被った場合であっても、本クラブおよび当社は、何ら損害賠償の責に任じません。

- (1) 会員が第14条各号のいずれかに該当した場合
- (2) 会員が第4条第2項各号のいずれかを満たさなくなった場合
- (3) 会員が届け出た連絡先に対する本クラブからの連絡が2年以上不達となった場合
- (4) その他、会員が本会則に違反した場合

(会員証)

第9条 本クラブは、会員に対し、会員資格を有することを証する会員証を送付します。

2. 会員証は、毎年発行するものとします。ただし、本クラブが必要と認めたときは、既に発行した会員証に更新を表示するものとします。
3. 会員証は、会員本人のみ利用できるものとします。
4. 会員は、会員証を他人に譲渡、貸与してはならないものとします。

5. 会員が会員証を紛失した場合は、本クラブ所定の手数料を負担いただいたうえで発行いたします。
6. 会員は、当クラブを退会した場合には、本クラブに会員証を返却するものとします。

### 第3章 運 営

#### (事務局)

第10条 本クラブは富士通株式会社 企業スポーツ推進室が運営し、富士通コミュニケーションサービス株式会社内に事務局を設置するものとします。

#### (会員特典)

第11条 会員は、以下の会員特典を受けることができます。会員特典の内容の詳細は、別途本クラブが用意する会員向けのサイト（以下、「専用サイト」といいます）に掲載いたします。

- (1) アスリートプロフィールの送付
- (2) メールニュースの送付、専用サイトによる情報提供
- (3) 各種イベントへの招待
- (4) 記念グッズの送付
- (5) その他当クラブの判断により付与する特典

2. 会員特典の内容は、本クラブの都合により予告なく変更されることがあることを、会員は、あらかじめ承諾します。

#### (専用サイトの利用)

第12条 本クラブは、専用サイトを設置いたします。また、本クラブは、専用サイトを閲覧等するために必要となるIDおよびパスワード（以下、総称して「ID等」といいます）を発行することがあります。

2. 本クラブは、専用サイトに会員からの投稿を受け付ける掲示板その他のサイトを設置した場合には、そのテーマに則さない内容等、その他運営上不適当と判断した内容を、掲載停止または削除することがあります。

3. 会員は、専用サイトの利用および、その結果につき、自ら一切の責任を負うものとし、万一、本専用サイトの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該会員または第三者から何らかの請求をされ、または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとします。

4. 専用サイトは、以下の場合に、予告なく停止することがあります。

- (1) システムの保守の場合
- (2) 専用サイトに係る電気通信設備の保守、工事、障害等により電気通信設備の機能が停止したとき
- (3) 火災・天災・停電・第三者による妨害行為等により専用サイトの提供が困難と本クラブが判断した場合
- (4) その他、やむを得ず本クラブが専用サイトの停止が必要と判断した場合

(会員の義務)

- 第13条 会員は、本クラブから付与される会員証およびID等を自己の責任において管理するものとし、会員証およびID等を、第三者に貸与、転売、譲渡等してはならないものとします。
2. 会員は、本クラブへの届出事項に変更があった場合、本クラブ所定の方法により届け出るものとします。なお、変更の届出がないことにより、本クラブからの通知を受領できない、または本クラブの会員特典を利用できない（送付物の未着、延着等を含みます）等の不利益を被った場合であっても、本クラブおよび当社は、一切の責任を負いません。
3. 会員が専用サイトを閲覧等するために必要となる機器類（コンピュータ含むがこれに限られません）、および通信回線接続に必要な契約の締結等、各種の準備行為およびそれらの維持管理、通信費用の支払は、会員自らの負担と責任において行うものとし、本クラブおよび当社は、これらに関する責任を一切負いません。

(禁止事項)

- 第14条 会員は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。会員が次の各号のいずれかの行為を行った場合、本会則に基づく会員たる地位を喪失するものとします。また、本クラブまたは第三者が次の各号に掲げる行為により損害を被った場合には、会員は、当該損害を賠償するものとします。
- (1) 本クラブ、富士通スポーツ部、当社、他の会員または第三者の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、もしくは侵害する恐れのある行為
- (2) 本クラブ、富士通スポーツ部、当社、他の会員または第三者の運営を妨げる行為、誹謗中傷する行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、もしくはその恐れがある行為
- (3) ID等を不正に使用する行為
- (4) 本クラブの体面を傷つける行為
- (5) 本クラブ、富士通スポーツ部、当社、他の会員または第三者に著しく迷惑をかける行為
- (6) 会員特典を、営利目的をもって転売等する行為
- (7) その他、本クラブの会員としての品位を欠き、不適切と判断する行為

## 第4章 雑 則

(著作権等)

- 第15条 本クラブが管理する記事および写真等のコンテンツ（専用サイト上のコンテンツを含みます）の著作権は、本クラブ、当社または情報提供者に帰属します。
2. 会員は、前項のコンテンツ、データ等を、私的利用の範囲内で使用することができますが、他の用途に使用しないものとします。

(プライバシーポリシー)

- 第16条 本クラブは、会員の個人情報を、以下の目的のためにのみ使用し、本クラブの管理のもと、その保護に万全を期するよう務めるものとします。

- (1) 会員特典の付与・送付
- (2) 富士通スポーツ部に関する情報の提供
- (3) 富士通スポーツ部に関するアンケート調査実施、分析
- (4) 会員からの問い合わせ対応
- (5) その他本会則に基づく義務の履行

2. 本クラブは、前項の目的のため、会員の個人情報を委託先に預託することがあります。この場合には、本クラブは、委託先に対し、個人情報の取り扱いに関して適切な監督を行い、前項の目的以外の利用および第三者への開示または提供をさせないものとします。

#### (会則の変更)

第17条 本クラブは、合理的に必要な範囲内において、本会則の全部もしくは一部を変更、追加または廃止（以下、「変更等」といいます）することができるものとします。

2. 本規約の変更等に際して、本クラブは会員に対し、相当期間前までに専用サイトに掲載する方法により、変更等の内容および変更等の後の本会則の効力発生時期を通知することによって、周知を図るものとします。専用サイトへの掲載により、本会則の効力発生時期をもって本会則は、変更等されるものとします。

3. 本クラブおよび当社は、第1項による本会則の全部もしくは一部の変更等につき、何ら責任を負うものではありません。

#### (本クラブの閉会)

第18条 本クラブは、3か月前までに会員に対して告知することにより、独自の裁量で本クラブを閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2. 本条の規定にもとづき本クラブが閉会された場合であっても、会員は、本クラブおよび当社に対し会費の返還、損害賠償等の請求を一切行わないものとします。

#### (責任)

第19条 当社は、本クラブに関連して発生した会員の損害につき、当該損害が当社の責に帰すべき事由により発生した場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。また、本クラブに関連して会員に生じた損害につき当社が損害賠償責任を負う場合、当社は、当社に故意または重過失が存する場合を除き、当該会員が直近の有効期間における会費として支払った金銭の額を限度額として賠償責任を負うものとします。

#### (紛争の解決)

第20条 本クラブの運営および本会則に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（2017年8月1日）

（適用時期）

第1条 この会則は、2017年8月1日から適用されます。

附則（2017年9月19日）

（適用時期）

第1条 この会則は、2017年9月19日から適用されます。

附則（2017年11月1日）

（適用時期）

第1条 この会則は、2017年11月1日から適用されます。